

## 「Gマーク」無しでも遠隔点呼が可能に さらに事業者間もOK

「遠隔点呼」は、個人を識別できる生体認証機能による本人確認や情報共有の確実性を担保するために点呼告示に規定する遠隔点呼機器の要件を備えたシステムを用いて、当該事業者の営業所間や車庫間などで行う点呼のことで、対面での点呼と同等の扱いとなります。遠隔点呼は、IT点呼とは異なり、要件さえ整えばGマーク認定を受けていない事業所（営業所）でも実施可能であることが大きなポイントです。

遠隔点呼を実施するためには、1.遠隔点呼機器の機能の要件、2.遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件、3.遠隔点呼実施時の遵守事項——を満たすことが必要です。特に、1.については、運行管理者等が対面点呼と同等の確実性を担保することが必要で、運行管理者等がカメラやモニターを通じて運転者の顔の表情・全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること、生体認証機能を利用して運行管理者等や運転者などの個人が確実に識別できることなどが必要です。2.については、点呼を実施する場所で監視カメラやモニターにより運転者の顔色や全身の状態をしっかりと確認できる照度を確保することなどが求められています。そして、3.については、運行管理者等は自分が所属する営業所だけでなく、遠隔点呼を行う先の営業所の運転者の情報などを事前に把握しておくことなどが求められています。

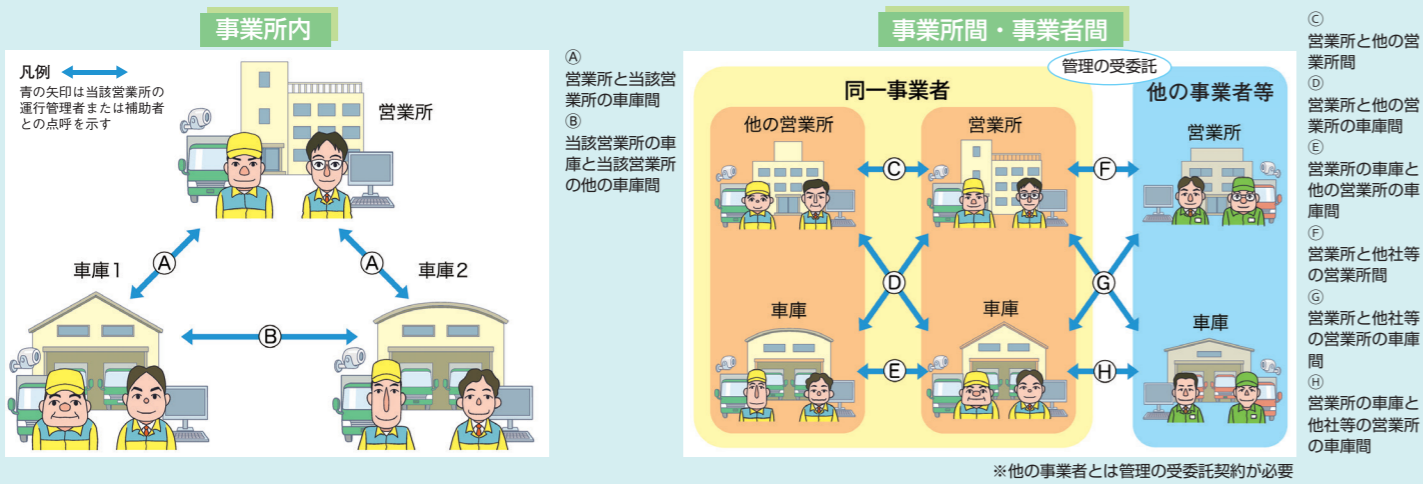
また、遠隔点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ運転者を選任した運送事業者が定めた場所において、運輸支局等に届け出た「遠隔点呼機器」を用いて実施することとなります。

遠隔点呼によって乗務の不可が判断された時や、機器の故障などで遠隔点呼が実施できない場合の措置などもあらかじめ決めておく必要があります。

なお、これまで遠隔点呼は同一事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等の営業所間が対象となっていました。また、「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に関する契約を締結することにより、事業者間での遠隔点呼の実施が可能となりました。これにより、「完全子会社による遠隔点呼」についても管理の受委託の許可申請が必要となります。一方で、従来の「同一事業者内における遠隔点呼」の届出の際必要だった「完全子会社を示す書類」については、提出は不要となりました。

※1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

※2 「遠隔点呼」の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。



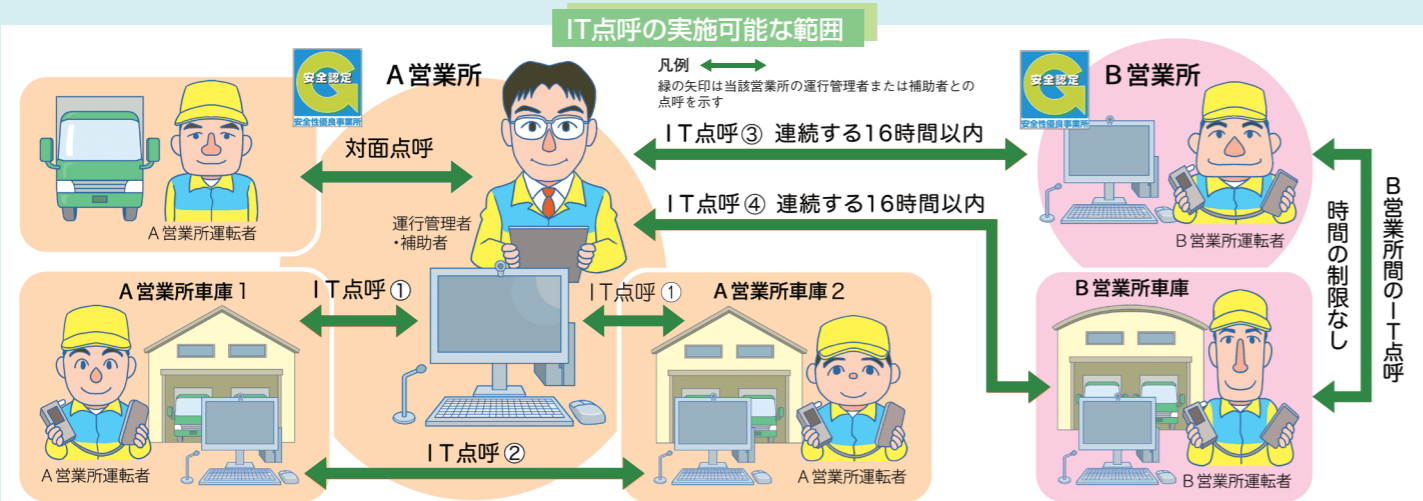
## 「Gマーク営業所」などは「IT点呼」が可能

「Gマーク営業所」に対するインセンティブとして、「IT点呼」が認められています。IT点呼が認められる範囲は、Gマークを取得している①営業所とその車庫間（24時間実施可能）、②営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間（24時間実施可能）、③営業所と他の営業所間（連続16時間まで）、④営業所と他の営業所の車庫間（連続16時間まで）——の4パターンです。

なお、Gマークを取得していない営業所でも営業所と車庫間においては、⑦営業所開設後3年を経過していること、⑧過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に規定する事故を発生させていないこと、⑨過去3年間、点呼の違反に係る行政処分等を受けていないこと、⑩適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない、または点呼に係る改善報告書が3か月以内に提出され改善が図られていること——の4要件をクリアすることでIT点呼が認められています。

「IT点呼」は、実施予定日の10日前までに解釈運用通達で規定する報告書を運輸支局長等に提出する必要があります。

※点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。



「遠隔点呼」

「IT点呼」

「自動点呼」

「遠隔点呼」

「IT点呼」

## などの違いをポイント解説！

安全運行の要である「点呼」は、最近のICT（情報通信技術）の高度化に伴い、安全対策の面からも高度な運行管理業務に活用されるようになりました。ここで取り上げる「点呼」は、新たに認められた「業務前自動点呼」と、これまでに認められてきた各種点呼などの違いを解説していきます。

まず、「遠隔点呼」ですが、安全性優良事業所（Gマーク事業所）及び過去3年間に点呼に係る違反がないなど一定の要件を満足する営業所だけに認められていた「IT点呼」と異なり、令和5年4月から「遠隔点呼」が認められました。

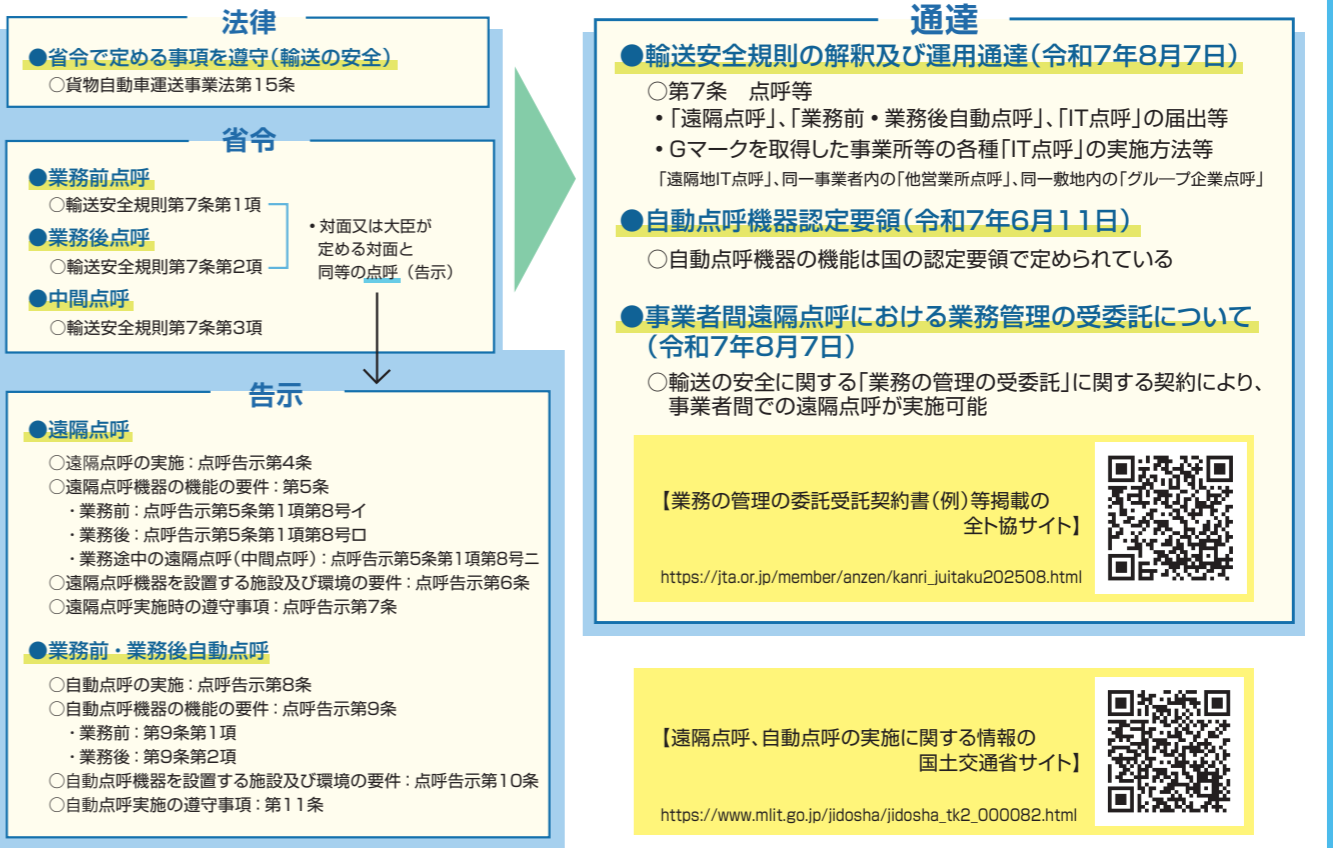
この「遠隔点呼」は、運送事業者が、国が点呼告示で定める機器・システムの要件を満たす遠隔点呼機器を用いて、営業所内または営業所間で行う点呼のことで、使用機器・実施場所・運用上の遵守事項などについても国の告示で定められています。

さらに、令和7年からは管理の受委託契約を行うことで資本関係がない事業者間でも「営業所ごとの受委託契約」締結することで「遠隔点呼」が実施できるようになりました。※「遠隔点呼」に使用する機器には認定制度はなく、国の要件を満たす「機器・システム」を導入する必要があります。

また、令和5年4月からは自動点呼機器を活用する「業務後自動点呼」が、さらに、令和7年から「業務前自動点呼」も認められ、運行管理者の業務の効率化が図られることになりましたが、「業務前・後自動点呼」に使用する機器は、「国があらかじめ認定した自動点呼機器」以外は使用することができません。

上述の「遠隔点呼」、「業務前自動点呼」、「業務後自動点呼」は、いずれも実施する10日前までに運輸支局長等に届け出する必要があります。

## 点呼に関する法体系



公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL: 03-3354-1009 (代表) <https://jta.or.jp>

# 「対面での実施」のほか「業務前」「業務後」の自動点呼は

各営業所が管理する国の認定を受けた自動点呼機器・システムを用いることでリモートでも可能に

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車に乗務しようとする時、また乗務を終了した時、運行管理者または補助者（以下「運行管理者等」という）は、その都度必ず「点呼」を行わなければなりません。そして、点呼内容は法令で定められており、運行管理者等はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し、1年間保存しておく義務があります。

「点呼」は、輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはなりません。このため、基本は運行管理者等と運転者が対面で行うことが求められています。運行上やむを得ず対面で実施ができない場合は、電話その他の方法により点呼を行うことが認められていますが、それは、遠隔地での乗務開始または終了する場合のみであり、業務の前後では必ず対面での実施が求められています。

※点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

「対面点呼」

「業務前の対面点呼」は、運転者が業務前の日常点検を実施した後の出発前に行います。

「業務後の対面点呼」は、運行終了後、速やかに行います。



## 業務前点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法）
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 日常点検の状況
- ✓ 指示事項
- ✓ その他必要な事項

## 業務後点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法）
- ✓ 自動車、道路および運行の状況
- ✓ 交替運転者に対する通告
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ その他必要な事項

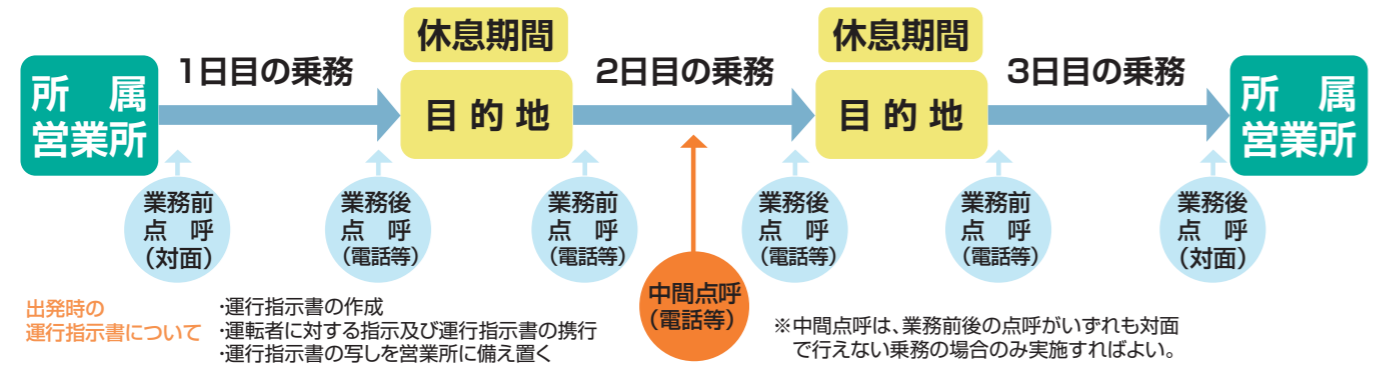
## 「中間点呼」

業務前後の点呼がいずれも対面で行えない業務の場合は、業務途中で電話などの方法で「中間点呼」を実施しなければなりません。



## 中間点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✓ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✓ 点呼日時
- ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、具体的方法）
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 指示事項
- ✓ その他必要な事項



## 運行管理者の立会なしでも点呼が可能

自動点呼は、点呼における確認、指示、判断、記録を、国が定める自動点呼機器認定要件を備える自動点呼機器に代替させて行う点呼です。実施可能な場所は、営業所、営業所車庫などです。自動点呼では、個人を識別できる生体認証機能により、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるよう、①自動点呼機器の機能の要件、②自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件、③自動点呼実施時の遵守事項——の3つの要件が規定されています。また、業務前・業務後自動点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ事業者が定めた場所において、当該営業所が管理する国の認定を受けた「自動点呼機器」を用いて実施することとなります。

なお、自動点呼中に、健康状態の異常による中断やアルコールが検出された場合などの非常時は点呼が中止されるとともに、運行管理者等の対応が必要となり、従来の対面点呼と同様に、事業者、運行管理者等が運用の責任を負います。

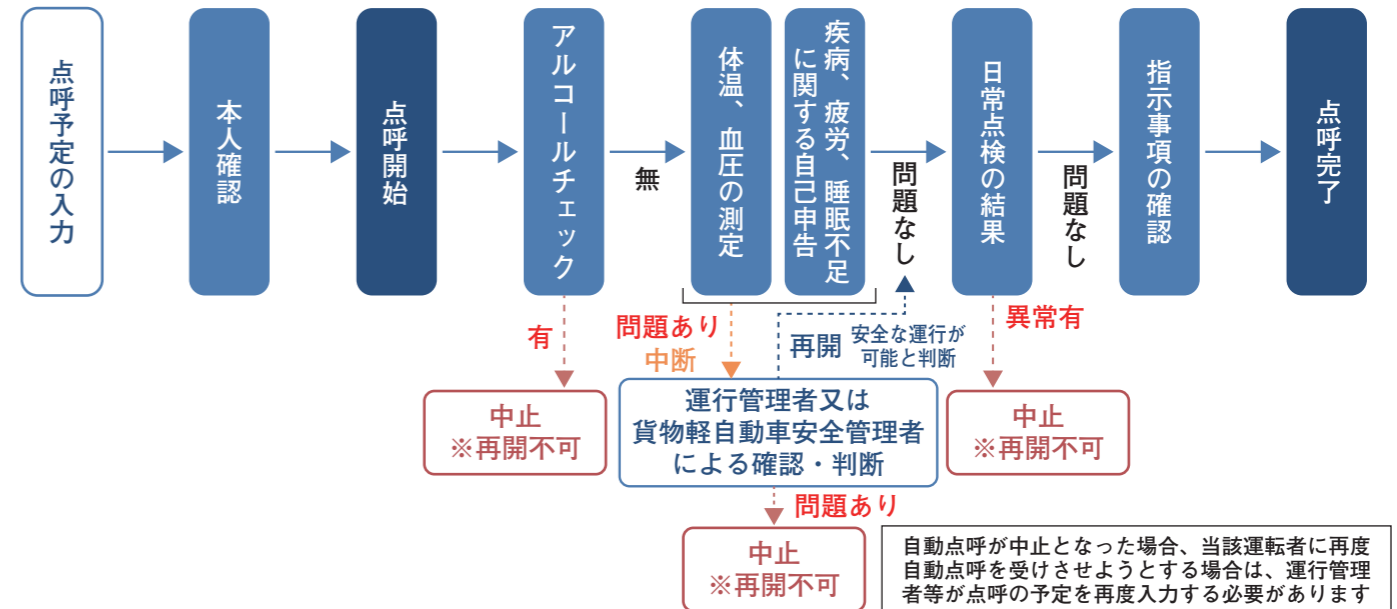
※1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が行うよう解釈運用通達で規定されていますが、「自動点呼」は、運行管理者が行った点呼として取り扱われます。  
 ※2 自動点呼の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。

「自動点呼」

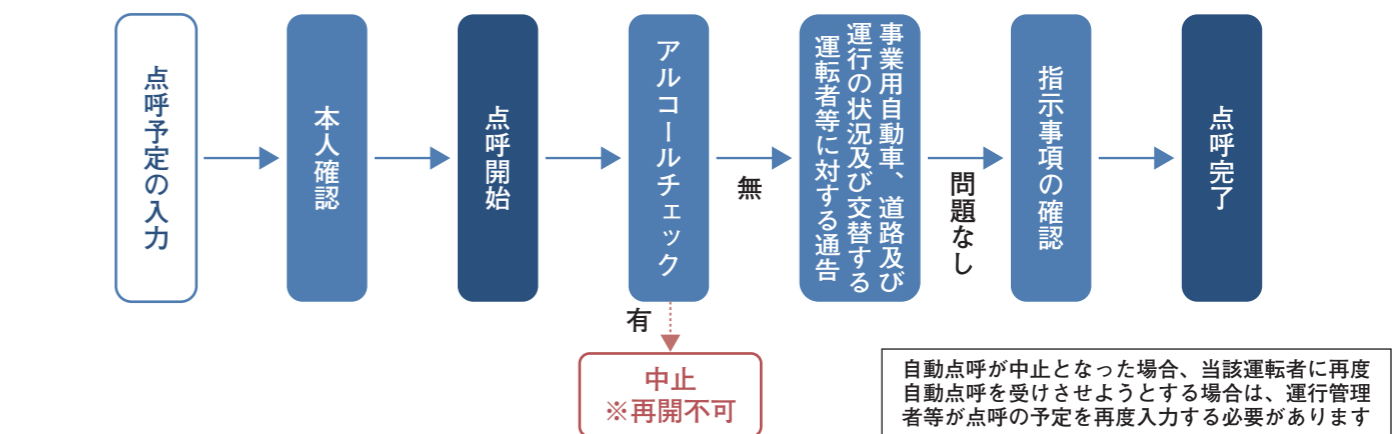
## 業務前自動点呼および業務後自動点呼の流れ

出典：国土交通省

### 業務前自動点呼の流れ（例）



### 業務後自動点呼の流れ（例）



※次のような場合には自動点呼機器が「警報」または「通知」を發します。「運行管理者」は、警報が出て自動点呼が完了しない場合や、アルコールが検知されたなどの場合に備えて、適切な措置を講じる体制整備が必要です。

- ▶業務前・業務後自動点呼を実施する予定時刻から、運送事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合
- ▶アルコールが検知された場合
- ▶健康状態不良時
- ▶日常点検異常有り